

燃料費調整制度における基準調整単価届出書

関 営 発 第 8 号

2019 年 8 月 30 日

経済産業大臣 世 耕 弘 成 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号

関 西 電 力 株 式 会 社

取締役社長 岩 根 茂 樹

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則第43条第4項の規定により別紙のとおり燃料費調整制度における基準調整単価を定めたので届け出ます。

燃料費調整制度における基準調整単価
[第43条第4項関係]

区 分			単 位	基準調整単価 (円・銭厘)	
定 額 制	定額電灯 および 公衆街路灯A	電 灯	10Wまで	1 灯	0.641
			20Wまで	〃	1.282
			40Wまで	〃	2.563
			60Wまで	〃	3.846
			100Wまで	〃	6.409
			100W超過100Wまでごとに	〃	6.409
	小型 機 器	50VAまでの機器	1 機器	1.914	
		100VAまでの機器	〃	3.828	
		100VA超過100VA までごとに	〃	3.828	
	臨 時 電 灯 A	50VAまで1日につき	1 契約	0.052	
100VAまで1日につき		〃	0.103		
100VA超過500VAまで100VAごとに1日につき		〃	0.103		
500VA超過1kVAまで1日につき		〃	1.033		
1kVA超過3kVAまで1kVAまでごとに1日につき		〃	1.033		
供 給	臨時電力	1日につき	1 kW	1.086	
	農 事 用 電 力 (脱穀調整用) [附則]	1日につき	1 契約	0.272	
0.5 kW		〃	0.542		
1 kW		〃	1.086		
2 kW		〃	1.628		
3 kW		〃	0.542		
従 量 制 供 給	従量電灯A, 臨時電灯B および公衆街路灯B	最低料金	最初の15kWhまで	1 契約	2.475
		電力量料金	15kWh超過分	1 kWh	0.165
	上記以外	低 圧	1 kWh	0.165	

燃料費調整制度における基準調整単価
[第43条第4項関係]

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、2019年9月30日以前から需給契約が継続し2019年10月1日から2019年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（2019年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が2019年11月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕第4条第3項で定める部分に限る。）の算定における基準調整単価は、以下のとおりとする。

区 分			単 位	基準調整単価 (円. 銭厘)	
定 額 制 供 給	定額電灯 および 公衆街路灯A	電 灯	10Wまで	1 灯	0.630
			20Wまで	〃	1.258
			40Wまで	〃	2.516
			60Wまで	〃	3.776
			100Wまで	〃	6.292
			100W超過100Wまでごとに	〃	6.292
	小型 機 器	50VAまでの機器	1 機器	1.879	
		100VAまでの機器	〃	3.758	
		100VA超過100VA までごとに	〃	3.758	
	臨時電灯A	50VAまで1日につき	1 契約	0.051	
100VAまで1日につき		〃	0.102		
100VA超過500VAまで100VAごとに1日につき		〃	0.102		
500VA超過1kVAまで1日につき		〃	1.014		
1kVA超過3kVAまで1kVAまでごとに1日につき		〃	1.014		
臨時電力	1日につき	1 kW	1.066		
農事用電力 (脱穀調整用) [附則]	1日につき	1 契約	0.267		
	0.5 kW	〃	0.532		
	1 kW	〃	1.066		
	2 kW	〃	1.598		
	3 kW 3kW超過1kW増すごとに	〃	0.532		
従量 制 供 給	従量電灯A, 臨時電灯B および公衆街路灯B	最低料金 最初の15kWhまで	1 契約	2.430	
		電力量料金 15kWh超過分	1 kWh	0.162	
上記以外	低 圧	1 kWh	0.162		